

非密封線源と密封線源の規制が異なる事項 (共通項目を除く)

非密封

密封

使用施設

➤ 作業室

(表面が平滑で気体状の放射性同位元素の広がりを防止する装置を排気設備に連結)

➤ 汚染検査室

(洗浄設備を設け、使用施設の出入口に設置)

➤ 自動表示灯

(使用中を自動的に表示)

➤ インターロック

(使用中にみだりに立入ることを防止)

貯蔵施設

➤ 貯蔵容器

(気密構造、液体がこぼれにくい容器
汚染の広がりを防止する施設、器具の設置)

➤ 耐火性容器での貯蔵も可能

(貯蔵室、貯蔵箱不要)

廃棄施設

➤ 排気設備

(濃度限度以下とする能力)

➤ 排水設備

(濃度限度以下とする能力)

➤ 焼却炉

(排気設備に連結し、気体が漏れにくく、灰が飛散しにくい構造)